

士幌町重点対策加速化事業に係る執行事務委託業務仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、士幌町が委託する「士幌町重点対策加速化事業に係る執行事務委託業務」に適用する。

2 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結日から令和6年3月31日までとする。

3 業務目的

本町では、脱炭素社会実現に向け、2022年6月にゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すこととした。令和5年5月には環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策対象事業）。以下「交付金（重点）」という。」に採択され、脱炭素へ向けた取組を進めているところである。

本業務は、「交付金（重点）」を円滑に進めるようその執行の補佐を行い、ゼロカーボンの達成に資することを目的とする。

4 業務内容

- (1) 補助申請審査支援
 - ・年間約25件の申請内容の審査支援等（申請状況により増加予定有）
- (2) 交付金（重点）事業支援
 - ・事業進捗状況管理、太陽光発電等のデータ整理、温室効果ガス削減評価
- (3) 説明会の開催支援・その他アドバイザー等
 - ・補助事業住民向け説明会、資料等の作成、事業者間の調整
- (4) 交付金（重点）事業の周知・啓発
- (5) 交付金（重点）講演会の開催支援等
- (6) (6)(1)から(5)までの内容をとりまとめ、業務報告書を作成するとともに、業務報告書の概要版を作成

5. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 業務報告書 2部
- (2) その他調査結果及び関連資料 2部
- (3) 上記を格納した編集可能な電子データ（CD-R） 1式

6. その他

- (1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、仕様に基づいた計画を作成し、本町と打ち合わせを行い、誠意を持って業務を遂行するものとする。
- (2) 受託者は、士幌町個人情報保護条例（平成17年条例第25号）を遵守し、本町が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知りえた秘密を他人に

漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

- (3) 受託者は、本業務の遂行において本町から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本町と協議の上、貸与を受けることとする。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却することとする。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受託者の責任において復旧することとする。
- (4) 受託者は、著作権及び特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている業務仕様等を使用するときは、その使用权等に関する一切の責任を負わなければならない。
- (5) 本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負うものとする。なお、事故等が発生した場合は、処理経過等について、本町に速やかに報告すること。
- (6) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本町と協議し、決定することとする。
- (7) 本業務は、環境省補助事業である交付金（重点）を活用した業務であるため、当該補助事業の主旨を理解した上で業務を遂行することとする。